

2012年 9月20日

東海村

村長 村上達也様

東海村議会日本共産党議員団

議員 大名美恵子

議員 川崎 篤子

総務部長事務連絡(9月14日付)により、職員の活動を不法に規制するのではなく、憲法に則る対応を求める申し入れ

日頃の村民本位を重視した村政執行に敬意を表します。

さて、先般9月12日におこなわれた議会一般質問の中で、「特定新聞の購読について」という質問がありました。過去にも同様の質問があり、職員の活動を不法に規制することを繰り返し求めた極めて問題のある質問です。

本質問は、職員の勉強、研修について制限を求めたものであり、そもそも議員として行うべきものではありません。しかし、総務部長は答弁で、新聞の効果、並びに活用の正当性を認めつつ、注意を促す通知をすると述べました。

その後発出された総務部長事務連絡は、「私的に購入する購読物」を長期間机の上に置くことを一般に禁止するという異常なものです。

これは、職員の活動を規制し、執務意欲を抑制させる以外の何ものでもありません。村職員が住民の立場にたち、創意あふれる執行に尽力することが求められることは言うまでもありません。そのため勉強、研修は大変重要になっていますが、どんな本、どんな新聞を読むかは全く自由であり憲法が保障しています。政党機関紙なども当然含まれます。

また、村の庁舎管理規則でも、職員が勉強のために購読する新聞や本の机上配布を規制する規定はありません。

こうした問題が発生したとき、村長の対応として重要なのは、議員による不法規制の求めに屈せず、職員に動揺を与える一方的規制は行わないことです。

よって、9月14日付総務部長事務連絡は撤回し、憲法に則り創意と工夫、人間味に満ち、住民の声を十分聞くことができる本来の職場環境の明確化と職員への徹底を強く求めます。